

一管区水路通報第42号

令和6年11月1日

第一管区海上保安本部

第695項	北海道南岸	函館港	救難訓練(期間変更)
第696項	北海道南岸	恵山岬東方	海洋調査
第697項	北海道南岸	室蘭港	岸壁改良工事
第698項	北海道南岸	苫小牧港及び付近	海洋調査等
第699項	北海道南岸	浦河港	煙突撤去
第700項	北海道南岸	様似港	海底線点検作業
第701項	北海道南岸	様似港	浅所存在
第702項	北海道南岸	釧路港南西方	潜水訓練
第703項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第704項	北海道南岸	釧路港南東方	救難訓練
第705項	北海道南岸	霧多布港	灯台について
第706項	北海道東岸	野付埼北西方	養殖施設について
第707項	北海道北岸	紋別港	係船シンカー移設作業
第708項	北海道西岸	稚内港付近	離岸堤存在
第709項	北海道西岸	天塩港	掘下げ作業
第710項	北海道西岸	余市港	魚礁存在
第711項	北海道西岸	弁慶岬南西方	観測機器撤去
第712項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

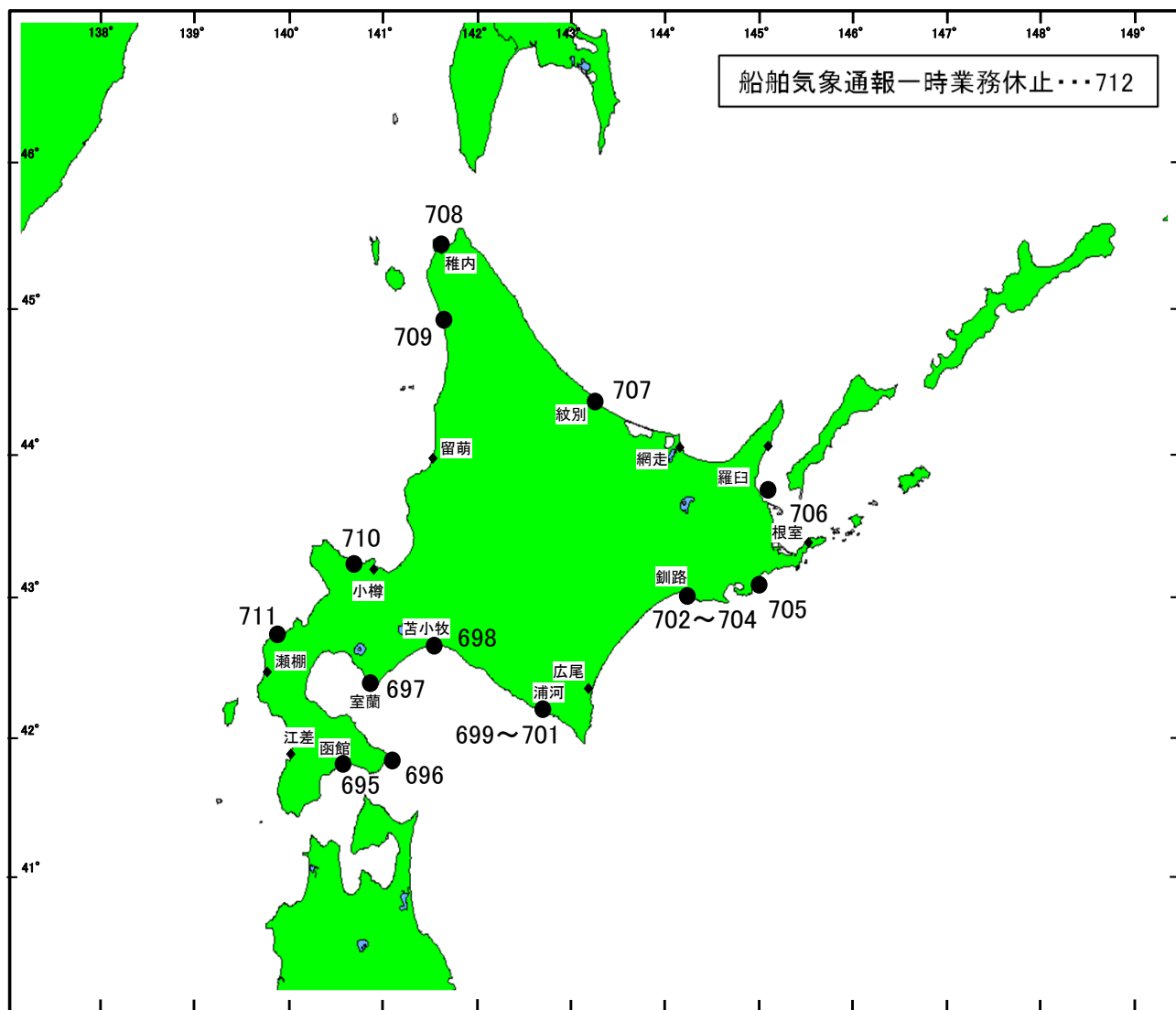
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

6年695項 北海道南岸 — 函館港、第4区及び第5区 救難訓練（期間変更）

一管区水路通報6年41号678項削除

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和6年11月1日、6日、8日、13日、21日、22日
25日、27日、29日 1045～1145、1400～1630

区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



6年696項 北海道南岸 — 恵山岬東方 海洋調査

下記区域で、練習船「おしよろ丸(1,598t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年11月9日～12日

区 域 下記5地点で囲まれる区域

(1) 41-50N 141-35E

(2) 41-50N 141-50E

(3) 41-38N 141-50E

(4) 41-38N 141-40E

(5) 41-45N 141-35E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1030-JP1030

出 所 北見工業大学



6年697項 北海道南岸 — 室蘭港、第3区 岸壁改良工事

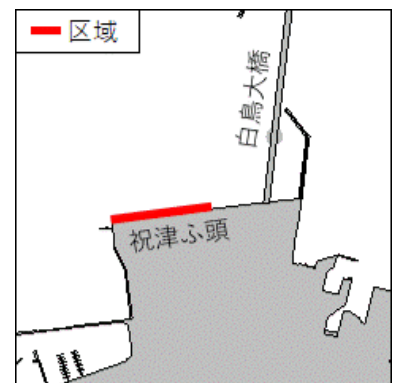
図に示す区域で、作業船及び潜水士による岸壁改良工事が実施されている。

期 間 令和7年10月29日まで 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W16

出 所 室蘭港長



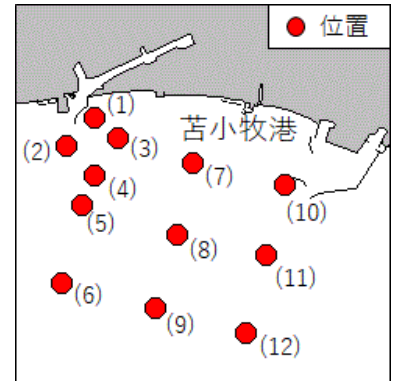
6年698項 北海道南岸 — 苫小牧港及び付近 海洋調査等

下記位置で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

- 期 間 1 令和6年11月10日～18日（予備日19日～12月6日）日出～日没（海洋調査）
 2 令和6年11月9日～12月14日（予備日15日～28日）（観測機器設置）

調査位置 下記12地点

- (1) 42-37-04N 141-38-07E
- (2) 42-36-15N 141-37-02E
- (3) 42-36-28N 141-38-59E
- (4) 42-35-26N 141-38-07E
- (5) 42-34-36N 141-37-37E
- (6) 42-32-25N 141-36-53E
- (7) 42-35-48N 141-41-51E
- (8) 42-33-46N 141-41-14E
- (9) 42-31-42N 141-40-25E
- (10) 42-35-11N 141-45-20E
- (11) 42-33-13N 141-44-40E
- (12) 42-31-01N 141-43-52E



設置位置 上記(7)地点に観測機器が設置される。

備 考 停船して観測機器を垂下する

観測機器の設置、点検及び撤去作業時は潜水作業を行う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚及び警戒船配備

観測機器は黄色灯（毎4秒に1せん光）及びレーダー反射器付浮標で標示

海 図 W1036-W1034-JP1034

出 所 苫小牧港長

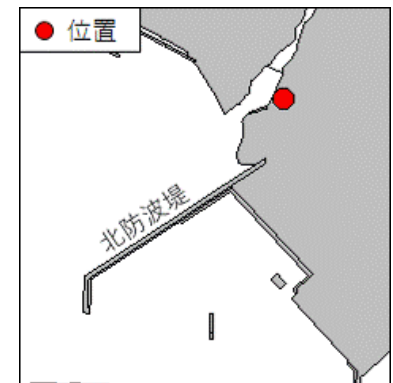
6年699項 北海道南岸 — 浦河港 煙突撤去

下記位置の煙突は撤去されている。

位 置 42-10-22.4N 142-45-54.6E

海 図 W30（浦河港）

出 所 第一管区海上保安本部



6年700項 北海道南岸 — 様似港 海底線点検作業

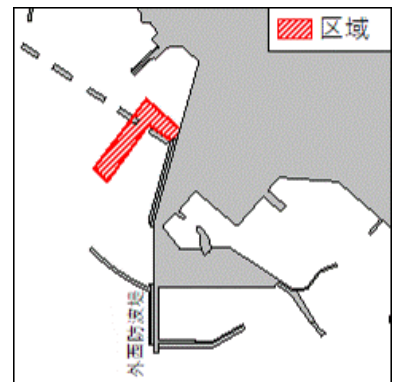
図に示す区域で、潜水士による海底線の点検作業が実施されている。

期 間 令和7年1月31日までのうち4日間程度 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30（様似港）

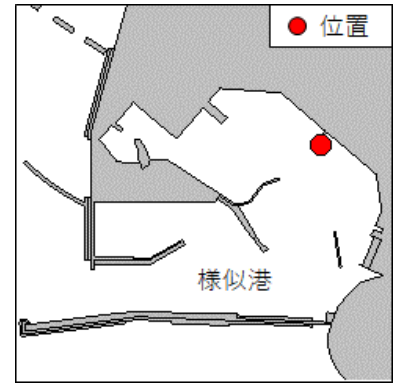
出 所 浦河海上保安署



6年701項 北海道南岸 ー 様似港 浅所存在

下記位置に、浅所が存在する。

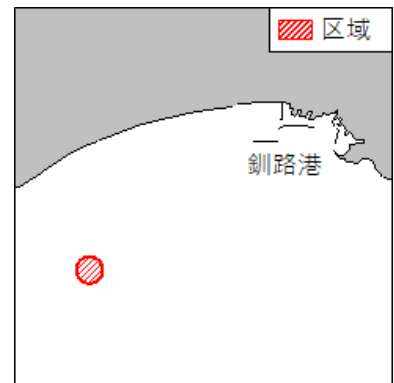
位置 42-07-35.9N 142-55-04.6E 水深 約0.9m
海図 W30(様似港)
出所 第一管区海上保安本部



6年702項 北海道南岸 ー 釧路港南西方 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施されている。

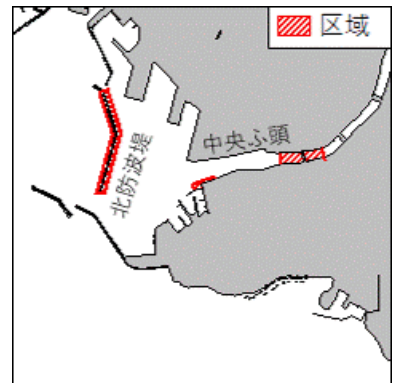
期間 令和6年11月30日まで 0800~1700
区域 42-54.0N 144-09.0E 付近
備考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
海図 W1032-JP1032
出所 釧路海上保安部



6年703項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第1区~第3区及び外港 潜水訓練

図に示す区域で、潜水訓練が実施されている。

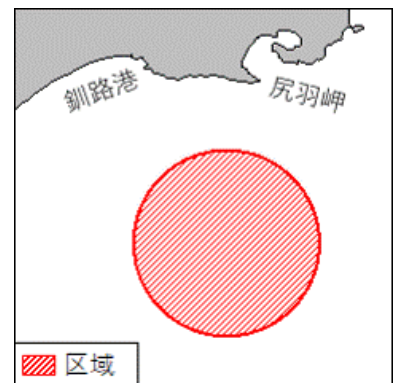
期間 令和6年11月30日まで 0800~1700
備考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
海図 W31
出所 釧路港長



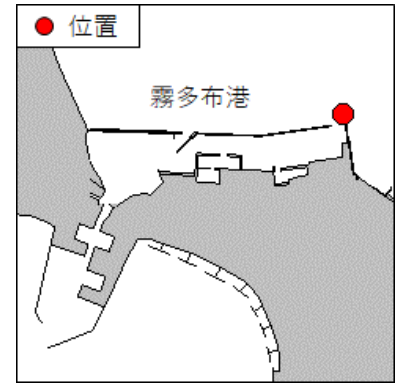
6年704項 北海道南岸 ー 釧路港南東方 救難訓練

下記区域で、航空機及び巡視船による照明弾を使用した救難訓練が実施される。

期間 令和6年11月6日 1600~1800
区域 42-30N 144-40E
を中心とする半径15海里の円内
備考 吊り上げ訓練を行う
海図 W34
出所 釧路海上保安部



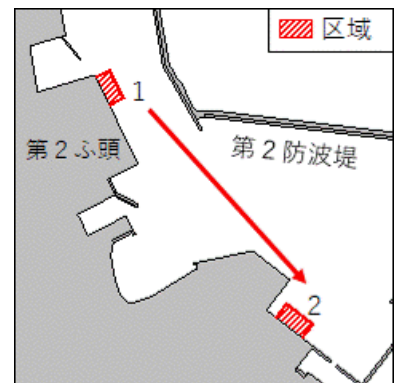
6年705項 北海道南岸 — 霧多布港 灯台について
 下記灯台は、改修工事に伴う足場設置により灯塔が見え難くなっている。
 期 間 令和6年12月上旬まで
 灯台名称 霧多布港東防波堤灯台
 位 置 43-05.1N 145-08.0E
 海 図 W25(分図「霧多布港」)
 参照書誌 411 0146番
 出 所 第一管区海上保安本部



6年706項 北海道東岸 — 野付埼北西方 養殖施設について
 一管区水路通報6年15号177項削除
 下記区域のホタテ貝養殖施設は水深15m以深に沈下されている。
 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 43-48-39N 145-10-15E
 (2) 43-48-39N 145-12-47E
 (3) 43-45-42N 145-12-49E
 (4) 43-45-42N 145-10-15E
 海 図 W42
 出 所 羅臼海上保安署



6年707項 北海道北岸 — 紋別港 係船シンカー移設作業
 下記区域で、作業船及び潜水士による係船シンカー移設作業が実施されている。
 期 間 令和6年12月27日まで 日出～日没
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 44-20-45.9N 143-21-47.2E (岸線上)
 (2) 44-20-46.9N 143-21-49.9E
 (3) 44-20-43.1N 143-21-52.5E
 (4) 44-20-42.1N 143-21-49.8E (岸線上)
 2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (5) 44-20-12.9N 143-22-21.8E (岸線上)
 (6) 44-20-14.9N 143-22-23.8E
 (7) 44-20-12.1N 143-22-28.9E
 (8) 44-20-10.2N 143-22-26.8E (岸線上)
 備 考 区域1から区域2に移設される
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W29(紋別港)
 出 所 紋別海上保安部



6年708項 北海道西岸 — 稚内港付近 離岸堤存在

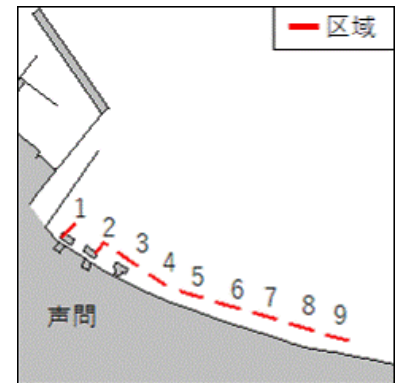
下記区域に離岸堤が存在する。

- 区域1 下記2地点を結ぶ線上
 (1) 45-24-25.6N 141-45-22.5E
 (2) 45-24-26.8N 141-45-24.0E
- 区域2 下記3地点を結ぶ線上
 (3) 45-24-24.4N 141-45-26.2E
 (4) 45-24-25.3N 141-45-27.1E
 (5) 45-24-25.1N 141-45-27.6E
- 区域3 下記2地点を結ぶ線上
 (6) 45-24-24.6N 141-45-28.6E
 (7) 45-24-23.5N 141-45-30.9E
- 区域4 下記2地点を結ぶ線上
 (8) 45-24-22.9N 141-45-32.1E
 (9) 45-24-22.0N 141-45-33.9E
- 区域5 下記2地点を結ぶ線上
 (10) 45-24-21.6N 141-45-35.4E
 (11) 45-24-21.1N 141-45-37.9E
- 区域6 下記2地点を結ぶ線上
 (12) 45-24-20.8N 141-45-39.2E
 (13) 45-24-20.3N 141-45-41.9E
- 区域7 下記2地点を結ぶ線上
 (14) 45-24-20.0N 141-45-43.3E
 (15) 45-24-19.5N 141-45-45.9E
- 区域8 下記2地点を結ぶ線上
 (16) 45-24-19.2N 141-45-47.2E
 (17) 45-24-18.6N 141-45-50.0E
- 区域9 下記2地点を結ぶ線上
 (18) 45-24-18.4N 141-45-51.2E
 (19) 45-24-17.9N 141-45-53.7E

備考 区域1、2及び3付近の既設離岸堤は存在しない。

海図 W1041

出所 第一管区海上保安本部



6年709項 北海道西岸 — 天塩港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

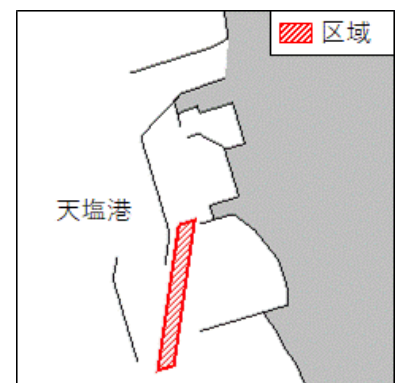
- 期間 令和6年11月10日～令和7年3月5日 日出～日没
- 区域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 44-52-17.6N 141-44-06.4E
 (2) 44-52-18.3N 141-44-09.8E
 (3) 44-51-56.0N 141-44-05.3E
 (4) 44-51-55.3N 141-44-01.9E

備考 警戒船配備

作業区域は、赤旗及び灯付浮標で標示

海図 W40A(天塩港)

出所 稚内海上保安部

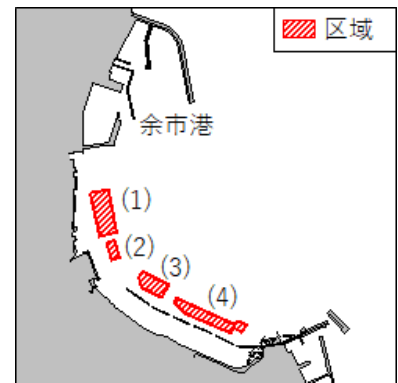


6年710項 北海道西岸 — 余市港 魚礁存在

下記区域に、魚礁が存在する。

- 区域1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 43-12-27.4N 140-46-31.3E
 (2) 43-12-28.0N 140-46-35.9E
 (3) 43-12-20.2N 140-46-38.0E
 (4) 43-12-19.4N 140-46-33.7E
- 区域2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (5) 43-12-18.2N 140-46-35.5E
 (6) 43-12-18.6N 140-46-37.5E
 (7) 43-12-15.5N 140-46-38.7E
 (8) 43-12-15.1N 140-46-36.7E
- 区域3 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (9) 43-12-08.1N 140-46-49.3E
 (10) 43-12-10.0N 140-46-44.3E
 (11) 43-12-11.9N 140-46-43.7E
 (12) 43-12-12.9N 140-46-44.7E
 (13) 43-12-10.5N 140-46-51.2E
- 区域4 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (14) 43-12-07.3N 140-46-52.5E
 (15) 43-12-08.0N 140-46-53.2E
 (16) 43-12-03.3N 140-47-07.6E
 (17) 43-12-03.8N 140-47-09.0E
 (18) 43-12-03.1N 140-47-10.8E
 (19) 43-12-01.8N 140-47-09.6E
 (20) 43-12-02.6N 140-47-07.7E
 (21) 43-12-01.6N 140-47-06.9E
 (22) 43-12-05.1N 140-46-55.5E

海 図 W39 (余市港)
 出 所 第一管区海上保安本部



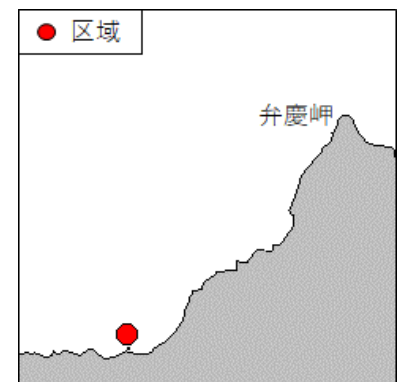
6年711項 北海道西岸 — 弁慶岬南西方 観測機器撤去

一管区水路通報5年37号547項削除

下記区域の、観測機器は撤去された。

- 区域 下記地点付近
 42-41-58N 140-01-16E

海 図 W11-JP11
 出 所 小樽海上保安部



6年712項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止

下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。

神威岬灯台 (波高)

第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム
 (インターネット・ホームページ、電子メール、電話)

小樽船舶通航信号所 (船舶自動識別装置)

期 間 令和6年11月15日 (予備日 19日) 1100~1300

参照書誌 411 0590番

出 所 第一管区海上保安本部